

クレーン特別教育実技指導要綱

(公社) 神奈川労務安全衛生協会
平塚支部

1. クレーン等安全規則第21条1項の規定による実技教育については、下表に掲げる科目に応じ、それぞれの範囲について、同表に掲げる時間以上を行なうものとする。

科 目	範 囲	教育時間
クレーンの運転	重量の確認, 荷のつり上げ, 定められた経路による運搬, 荷の卸し	3 時 間
クレーンの運転のための合図	合図の方法 (テキスト P157 ~ P167 参照)	1 時 間

2. クレーンの運転実技方法

クレーンの運転については、基本、運転とし、各点検方法、操作方法、空・本運転に区分して行なう

2-1 運転前の点検について

- (1) 各部の注油・点検について
- (2) ボルト・ナット・キー等のゆるみの点検について
- (3) 配電盤・コントローラ等の点検について(運転直前に行なう)
- (4) リミットスイッチの作動について(運転直前に行なう)
- (5) クレーン則第36条の点検項目について

2-2 作業開始前の点検

- (1) 巻過ぎ防止装置、ブレーキ、クラッチ及び操作コントローラの機能
- (2) ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態
- (3) ワイヤロープが通っている箇所の状態

2-3 コントローラの操作法について

実物(模型でも可)によるペンダントスイッチの配置ならびに操作について十分理解させ、操作技能を修得させる

2-4 空運転

- (1) 巻き上げ・巻き下げ (微動・低・中・高速による運転の要領)
- (2) 横 行 (微動・低・中・高速による運転の要領ならびに荷振れ状態の感触について)
- (3) 走 行 (微動・低・中・高速による運転の要領ならびに荷振れ状態の感触について)

2-5 本運転

- (1) つり荷の重量は1トンとして、運転要領については空運転に準じ、定められたコースを走行する
- (2) つり上げ(急激なつり上げ操作防止を主眼とする)
 - ア. フックをつり荷の重心の真上に (重心位置ヨシ!)
 - イ. ワイヤロープが張った時点で一旦停止させる (玉掛けヨシ!)
 - ウ. 地切りして20cm位で一旦停止 (荷切りヨシ!)
 - エ. 50cm位の高さまで巻き上げる
- (3) つり下げ(衝撃着地防止と微動操作を主眼とする)
 - ア. 着地点上(A)につり荷の位置を定めたのち、つり下げる
 - イ. 床上20cm位で一旦停止する (着床位置ヨシ!)
 - ウ. 床上直前に停止、静かに着地する (着床ヨシ!)

(裏面につづく)

- (4) 走行・横行(急激な操作・荷振れの防止を主眼とする)
 - ア. 基本運転は、必ず1操作で行ない、コース外れをしないこと
 - イ. 荷振れさせずに移動、荷振れしたら止める
- (5) 运行时・・・运行时は、つり荷(合図者)より目を離さないこと(合図者がいる場合はその合図者に従うこと)
- (6) 運転後の処置
 - ア. フックを所定の位置に移動する
 - イ. ペンダントスイッチは所定の位置に格納する
 - ウ. 必ずメインスイッチを切る

3. コース運行法

- (1) 出発点(A)で50cm位の高さにつり上げる → B点まで直進し、Cのバーの手前で約2mの高さにし、バーを越えたのち50cm位の高さに下げる → D・F間は横行・走行をする
(A)点に着地
- (2) 逆コースも行なう

4. ペンダントスイッチ操作位置

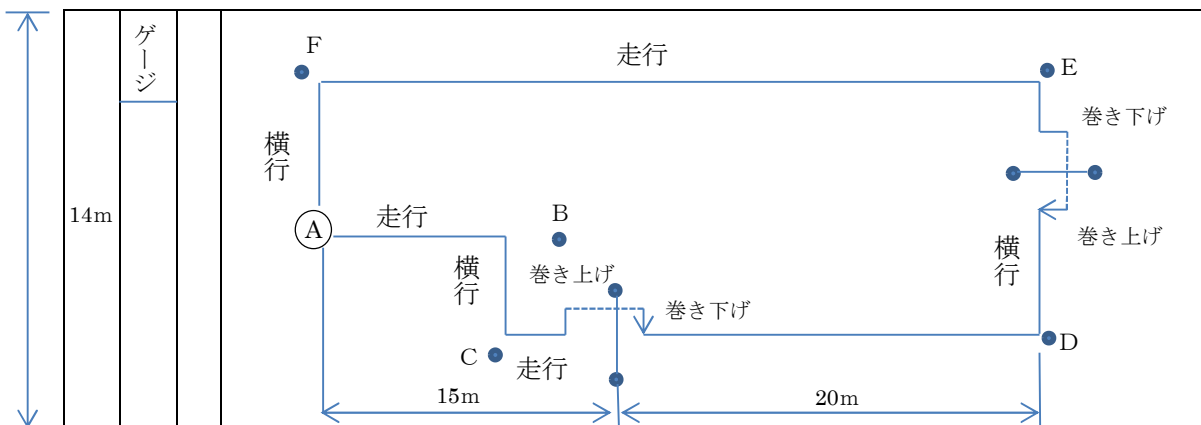
- (1) 操作位置について特に留意する (荷の横行走行方向ならびに荷振れの危険の位置を避けること)

5. 合図法

- クレーン運転合図は、クレーン運転と併用して行なう
- (1) 合図者は、クレーンを所定の位置に誘導する
 - (2) フックをつり荷の重心の真上に誘導し、所定の高さまでつり下げさせる
 - (3) ワイヤロープをフックに掛け、50cm位の高さまでつり上げを行なう
 - (4) 出発点(A)から所定のコースを障害物に接触しないよう(A)点まで誘導する
 - (5) つり荷が円内に着地するよう合図を行なう (つり荷は50cm位の高さのままとする)

6. クレーン運行コース(参考例)

※貴事業所のスペースで実施(但し、クレーン操作の巻き上げ・巻き下げ・横行走行を実施すること)



(注)クレーン運転資格と玉掛け作業との関係について

- 1、クレーン運転の資格を修得しても、それだけでは、玉掛けの作業はできません
- 2、玉掛け作業は玉掛け技能講習修了者でなければできません